

旭川地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

テーマ『被害者への配慮について』

- 1 開催日時 平成26年11月27日(木)午後1時30分から午後3時30分
まで
- 2 開催場所 旭川地方裁判所
- 3 出席者(50音順・敬称略)
地裁委員 後藤淳, 鈴木義幸, 高橋弘道, 辻本純成, 堂免雅樹, 二宮信吾, 羽
原美奈子, 宮嶋睦子, 米木岩雄, 渡邊康
事務局 菊地弘恭民事首席書記官, 峰田陽一刑事首席書記官, 菅原誠地裁事
務局長, 阿子島恵家裁事務局長, 長井建治地裁事務局次長, 富所良
家裁事務局次長, 高橋直希地裁総務課長, 堤正則地裁総務課課長補
佐
- 4 議 事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 説明等(刑事関係)
 - ア 事務局から, 刑事手続における犯罪被害者のための制度について, 次の
各制度の概要及び旭川地裁における平成21年から平成26年までの各制
度の利用状況を説明した。
 - (ア) 証人への付添い
 - (イ) 証人の遮へい
 - (ウ) ビデオリンク方式による証人尋問
 - (エ) 被害者特定事項を明らかにしない措置
 - (オ) 意見陳述
 - (カ) 裁判の優先的傍聴

(キ) 事件記録の閲覧・コピー

(ク) 被害者参加

(ケ) 刑事和解

(コ) 損害賠償命令

イ 質疑応答

委員 ビデオリンクと遮へいを併用することができるとの説明があったが、ビデオリンクの画面を被告人や傍聴人が見られないようにする方法という理解でよいか。

事務局 そのとおりである。

ウ 裁判員裁判用の法廷において、事務局から同法廷に設置されているビデオリンクシステム及び遮へいについて説明した。

(3) 各機関における取組等の紹介（刑事関係）

ア 旭川地方検察庁

委員 犯罪被害者のための制度のうち、被害者参加制度、事件記録の閲覧・コピー、被害者特定事項を明らかにしない措置及び証言する場合の不安等緩和措置の五つの制度については、検察官が申出先となっている。まず、被害者参加制度とは、単に傍聴ではなく、訴訟当事者として被害者が刑事裁判に出席する制度であり、証人に対する尋問や被告人に対する質問のほか、事実又は法律の適用についての意見の陳述などを行うことができる制度である。被害者参加制度の昨年度の犯罪白書に基づく統計は、平成21年が560件、平成24年が1000件となっており、3年間で約2倍の数値になっている。次に、事件記録の閲覧・コピーについては、検察庁では、判決が確定した事件の確定記録及び起訴しなかった事件の不起訴記録について、法律の規定に基づいて被害者に閲覧又はコピーを許容しているが、これらの記録には関係者のプライ

バシーなどが含まれていることがあるため、一部をマスキングしたり、一部を不開示とするなどといった対応をしているところである。次に、被害者特定事項を明らかにしない措置については、全国の統計では、平成20年に2490件であったのに対し、平成24年には4271件と2倍弱に増えている状況である。なお、被害者参加制度及び被害者特定事項を明らかにしない措置については、対象事件が限られており、また、被害者から検察官への申出が必要とされている。被害者から申出があったときは、検察官から裁判所へ通知することになり、裁判所において、被害者参加が相当か、被害者特定事項の秘匿決定が相当かについて判断されることになる。最後に、証言する場合の不安等緩和措置については、付添い、遮へい、ビデオリンクの3種類があり、順に要件が多くなっているが、一定の要件を備えて初めてこれらの制度が適用されることになる。これらの全国的な統計は、平成20年が1295件であったのに対し、平成24年には2166件と2倍弱に増えている状況である。それぞれの内訳で言うと、付添いが86件であったのが121件、遮へいが1007件であったのが1757件、ビデオリンクが202件であったのが288件となっており、遮へいの件数が大幅に増えているのが実情である。

委員 付添い、遮へい、ビデオリンクの一定要件とは、具体的にどのようなものがあるのか。

委員 付添いの要件は、裁判所が、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるとき、遮へいの要件は、裁判所が、証人が被告人の面前において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるとき、ビデオリンクの要件は、児童福祉法及び児童ポルノ法違

反の一部や性犯罪の被害者その他裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者で、裁判所が相当と認めるときとされている。各要件の詳細については、刑事訴訟法第157条の2ないし4を参照していただきたい。

イ 旭川弁護士会

委員 旭川弁護士会では、弁護士会の中に犯罪被害者支援委員会を設置しており、13名の委員で構成している。この委員会の独自の活動としては、犯罪被害者支援を行っている団体の相談員に対するレクチャーを年1回行っているほか、日弁連の中で持ち回りで開催している犯罪被害者支援経験交流集会を、平成23年に旭川で開催したことがある。弁護士会が独自で行っている活動は以上のとおりであり、その他、活動の多くは、法テラスが取り扱っている犯罪被害者関係の事業である。法テラスの事業としては、まず、電話相談があり、被害者へのアドバイス等を行っている。その中で弁護士の紹介の要望があると、法テラスから先ほどの弁護士会にある犯罪被害者支援委員会に連絡が入り、委員会が犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介することになっている。その他、法テラスが行っている事業としては、被害者参加人のための国選被害者参加弁護士の制度があり、これは被害者参加制度を利用して裁判に参加する被害者に助言や代理をする制度であり、法テラスが弁護士の選任手続を行っている。また、日弁連委託援助という事業があり、被害届の提出、告訴、告発、警察又は検察の事情聴取への同行、犯罪被害者給付金の申請、マスコミへの対応などを援助する弁護士の紹介を行っており、その費用についても資力要件に該当すれば日弁連の拠出する資金で法テラスが援助している。さらに、民事法律扶助制度があり、

民事裁判での費用の立て替えを行う制度であるが、当然、犯罪に関わる損害賠償請求や刑事裁判後の損害賠償命令、DV事件の申立てなども民事法律扶助の対象となる。以上の法テラスの事業について、法テラス旭川地方事務所に電話が入り情報提供する件数は、年間十数件から三十件程度であると聞いている。

ウ NHK旭川放送局

委員 メディアスクラムという言葉があり、大きな事件や事故、災害が起きたときに決まって起きる問題の一つである。集団的加熱取材とも言われている。何か事件などが起きたときに多数のメディアが殺到して、関係者のプライバシーを侵害し社会生活を妨げ、あるいは、多大な苦痛を与える状況を作り出してしまう取材と定義されている。最近で言うと平成26年9月に長野と岐阜にまたがる御嶽山で噴火災害があり、このときに多数の人が行方不明となって、地元の長野県に御家族などの関係者が集まったが、ここに多数のメディアが殺到してこの問題が起きかけた。そこで長野県にあるメディア各社で構成している報道責任者会が節度ある報道に努めるという申し合せをし、具体的には、関係者を取材するエリアを制限したり、報道機関が使う駐車場と関係者の駐車場を離れた場所にするなどしてメディアスクラムが起こらないように対応した。最近ではこのような報道機関の紳士協定というような形で対応することが多くなっている。この問題がそもそも注目されるきっかけの一つは、昭和59年に起きたロス疑惑の報道である。保険金殺人の疑いをかけられた男性が取材を受けたが、当初から本人が積極的にメディアに登場したこともあり、多くの取材が殺到してプライバシー報道が過熱し、大きな関心を集めたということがあった。もう一つは、平成11年に埼玉県桶川市で女子大学生が殺害された事件があり、ここで

もメディアスクラムが起きた。「犯罪被害者は2度殺される」という言葉は、亡くなった大学生の親御さんが言われた言葉であるが、1度目は犯人によって殺され、2度目はマスコミの報道による被害により殺されたも同然であるという訴えをされた。こうした反省に立ち、日本新聞協会が平成13年に見解をまとめ、集団で強引に包囲したような状態での取材は行うべきではない、遺族の心情に十分配慮すべきであるなどの方針を打ち出している。そもそもメディアスクラム以前の問題として社会的なマナーを守ったり、法令を遵守しながら取材することは当然であるが、何か大きな出来事が起きたときに多数のメディアが殺到すること自体を防ぐということは非常に難しい問題だと思う。そのような中で取材が集中することによる弊害をいかに防ぐかということが引き続き大きな課題となっている。次に、もう一つの課題として、実名か匿名かという問題がある。事件、事故の報道については、古くから実名報道が原則になっており、事件の真相や背景に迫って国民の知る権利に応え、真実性を担保するためと言われているが、これは現在も変わりはない。ただし、ケースによって匿名にすることもあり、例えば性犯罪であったり、名前を出すことにより報復のおそれがあるなどの場合は、当然匿名で報道しており、ケースバイケースで各報道機関の責任において判断することになっている。最近是人権への配慮から警察当局が被害者の名前を匿名で発表するケースが増えているが、理由の一つは、犯罪被害者等基本法が平成16年にでき、これに基づいて翌年に政府の基本計画が定められたが、この中に被害者に関する情報保護という項目が盛り込まれ、被害者の実名を発表するか否かの判断を警察に委ねるということになった。これに対して日本新聞協会が意見を出し、実名報道は必要であり匿名だとその周辺の取材が困

難になり、さらに、警察などによる情報操作の危険性があり都合の悪いことが隠されるおそれがあるといった主張をした。これに対し、全国被害者支援ネットワークが、日本新聞協会の主張は報道被害を正当化する根拠にはなり得ない、また、一部ではあるが、節度に欠ける報道機関があり、その存在を無視できないといった反論をしている。また、実名か匿名かという問題は、個人情報保護法が施行されたこともあり、氏名などの取扱いが厳しくなり、実際に取材する環境も厳しくなっている状況がある。さらにインターネットが普及拡大したこともあり、個人がネットで情報を発信するケースが非常に多くなってきたことにより、マスコミがいくら匿名にしてもネット上で実名を突き止めてプライバシーを暴露されるというケースも増えてきている。その一方で、あくまで実名が必要だという意見も出てきており、放送倫理番組向上機構という、テレビ番組に対する苦情であったり、放送の倫理の問題を審議する第三者機関が、最近非常に増えてきた顔無しインタビューやモザイクなどで顔や名前を隠して取材したインタビューを紹介するケースに対し、安易ではないかといった意見を出している。つまり、被害者を保護するための配慮は必要であるが、そのことによって真実に迫る取材をする姿勢を失ってはいけないという警告を鳴らしたものだと思っている。

(4) 説明等（民事関係）

ア 事務局から、民事事件における被害者配慮に関する運用について、次の各事項を説明した。

- (ア) 被害者保護に関する法制度
- (イ) DV事件における被害者に対する配慮の運用
- (ウ) 原告が犯罪被害者である場合の裁判所の配慮

イ 質疑応答

委員 DV事件は刑事事件という認識があったが、そうではないのか。

委員 DVの加害者が、刑事事件として逮捕されるということが多いが、その逮捕、勾留中の期間を利用して、被害者が民事事件である保護命令の申立てを行うことがある。

(5) 各機関における取組等の紹介（民事関係）

ア 旭川地方検察庁

委員 裁判所の民事事件での窓口対応と同様に、検察庁においても犯罪被害者の窓口対応を行っているが、対応の一番の基本は、被害者の心情や意見、要望などに真摯に耳を傾けることである。以前に臨床医に話を伺ったところ、性犯罪の被害者の特徴、PTSD等の症状ということで捜査機関に対する苦言があったが、PTSD等の性犯罪の被害者は幾つかの症状が出るが、その中で特出しているところが、攻撃性が出ると言われているとのことである。PTSDの特徴として、幸せな将来が描けず、そのことによって周りの人に攻撃的な姿勢を示すことがあり、臨床医も身の危険を感じたことがあると言っていた。実際に接した際に攻撃性を目の当たりにすると、最初は戸惑いを感じる人が多いと思うが、そういう特徴があることの理解に基づいて、話に耳を傾けることが重要なことだと思っている。また、話の聞き方にも問題となる部分があり、刑事裁判では真実追究という観点から、つい端的に質問してしまうことがあるが、被害者にとっては自責性を深めることになり、心を閉ざしてしまうことがままあると言われている。平成23年に第2次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、この閣議決定にあたり内閣府が平成20年度に行った意識調査の結果が公表されている。その中で、2次被害を受けたと感じている犯

罪被害者が相当程度の割合で存在すると言われており、2次被害の相手というのは加害者はもちろんであるが、さらに、捜査や裁判機関の職員、医療機関の職員、民間団体、報道関係者、地域住民、職場関係者、友人、知人など、あらゆる人達が2次被害の加害者になり得ると言われており、やはり話の聞き方に関しては注意をしていかなければならないと捜査機関としても留意しているところである。最後に、犯罪被害者との対応で配慮していることは、できる限り連絡を取り合うことであり、犯罪被害者のための各制度についても一元的な情報提供ができるよう努力しているところである。

委員 例えば、PTSDの人と接するための研修などの機会は設けているのか。

委員 検察庁では、全国的にそういった研修の機会を複数回設けている。

委員 裁判所においても、PTSDに限ったものではないが、研究会などで関連した内容の講演を聴く機会はある。

イ 旭川弁護士会

委員 犯罪加害者は、十分に賠償資力を持っていることが少なく、そのような人に裁判を起こして判決を得ても判決内容を実現することが困難であることから、民事事件で弁護士が犯罪被害者に接する機会は少ない。DV事件の保護命令に関しても緊急性が求められることが多く、弁護士というよりも警察に相談することが多い。弁護士が関与するのは、その後の離婚調停や離婚裁判ということになる。いずれにしても何らかの相談がしたい場合は、法テラスの電話相談を利用するのがよいと思う。

ウ 旭川市

委員 旭川市としては、被害者の住所を加害者に知られないために、DVとストーカーの被害者に限定して、加害者からの被害者の住民票等の請求を制限している。具体的には、加害者側からの住民票等の交付請求を受け付けないことと、本人のなりすましを防ぐため、本人確認ができる写真付きの書類の提示を求めている。旭川市では、現在、約100名の人がこの制限を行っている。また、DV事件における保護命令に関することとして、配偶者暴力相談支援センターを市が設置している。

エ 旭川調停協会

委員 原因が暴力による離婚調停の申立てがままあり、刑事事件になっているものや事件になっていないまでも診断書や写真が提出されている事案がある。通常の調停の場合は、申立人と相手方がそれぞれ待合室で待ち、交互に調停室で調停委員が話を聞くことになるが、DV事案で保護命令が出ている場合は、被害者を保護するために調停室を1階と2階に分け、調停委員が移動して事情を聴取するなどの配慮をしている。その他、調停の記録に書かれている申立人の住所を相手方に見られることのないように配慮をしたり、調停期日終了後に申立人を先に帰らせ、相手方と接触することのないように配慮をしている。また、加害者とされている相手方に対しては、暴力等の行為に対する批判や説教をすることはせず、感情を刺激することのないようにしている。

オ 旭川司法書士会

委員 司法書士は登記関係が主な業務であることから、犯罪被害者の支援や配慮については、あまりイメージが湧かないという会員が多いと思う。ただし、裁判所や検察庁へ提出する書類関係の作成や簡易裁判所における民事訴訟の代理が司法書士の業務となって

おり、これらの業務から見ると、犯罪被害者の支援として、告訴状の作成などで刑事事件に関与したり、損害賠償請求で民事事件に関与することはできていると思っている。日本司法書士連合会では、平成23年に犯罪被害者の支援を推進する委員会を設置し、犯罪被害者支援に関する活動の推進と司法書士が行う人権救済手続の普及活動を行っている。旭川司法書士会では、今年、犯罪被害者の支援に関する研修会を開催したところである。

(6) 意見交換

委員 幸いにも今まで関わりのないことであったが、今後、身の回りで起こり得ない問題ではなく、そういったことが起こった場合には、法テラスなどの各種制度で守られているということが分かり大変勉強になった。

委員 裁判所では、被害者に限らず、どのような人が来た場合にも対応できるように日々努力しているところであり、接遇などに関する研修も行っているが、検察庁からの紹介にあった専門家の指導や講演というのはあまり行っていなかったかもしれない。今後も一層の努力が必要と感じた。

(7) 次回開催日時等

委員長から、次回の地裁委員会を家裁委員会との合同開催とし、開催日を平成27年5月20日(水)午後3時とすることにつき委員の意見を求めたところ、特段の反対意見はなかった。また、次回テーマについて、委員から特段の意見はなく、委員長から、上記合同開催となった場合のテーマを「家庭裁判所調査官の役割について」(仮題)とすることにつき委員の意見を求めたところ、特段の意見はなかった。これらの点については、12月10日の家裁委員会において同様の提案を委員長から行い、その結果を踏まえて決することとされた。

(8) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料 1 スライド画面「犯罪被害者のための制度について」
- 資料 2 刑事統計資料「犯罪被害者制度利用状況（平成 21 年～平成 26 年）」
- 資料 3 説明図「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要」
- 資料 4 最高裁リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」
- 資料 5 スライド画面「被害者への配慮について」
- 資料 6 法テラスリーフレット（犯罪被害者支援ダイヤルが掲載されているもの）
委員提供
- 資料 7 法テラスリーフレット「犯罪被害者支援」
委員提供
- 資料 8 法テラスリーフレット「犯罪被害者支援 Q & A」
委員提供
- 資料 9 法テラスリーフレット「ドメスティックバイオレンス(DV)」
委員提供
- 資料10 レジュメ「被害者への配慮～報道機関の取り組み」
委員提供

（配布資料添付省略）